

No.92

2020

2/7



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 地本交付金が振り込まれず…??

### 中央本部の見解は 「現在調査中。ハッキリしないと払わない!!?」

先日、1月の地本交付金が本部から振り込まれなかったため本部に問い合わせました。対応した佐藤総務・財政担当部長は『東京とか八王子の職場の中で組合員に新労組に行くのか、東労組を辞めるのか、東労組に残るのか、みたいな3択を迫っている職場集会や総対話をやっているという話を聞いた。その調査がハッキリしない限り、交付金は出せない』と回答、さらに「いつどこでそんな事が決まったのか？」と問うと『2月4日の企画会議で決めた』との事です。通常1月末には入金している地本交付金の送金停止がなぜか2月4日に決められる、しかもこんな重要な事を当該地本に何らの問い合わせも議論も確認もなくパート別会議で決定するなど、不可解かつ地方の組織運営の否定である事を本部には厳しく指摘しています。

J R 東労組規約

第4章 組合員の権利と義務 (組合員の権利)  
第13条 (1) 組合のすべての問題に参加することおよび均等の取り扱いを受けること。

第10章 会計 (経費)  
第48条 2 地方本部の経費は本部交付金でまかない、予算の決定および決算の承認は中央執行委員会の承認を得て地方本部大会でおこなう。

まさに均等の取り扱いを享受できていないばかりか、活動経費が交付されないということは“組合員のための労働運動が行えない”ことを意味します。

議論もない 確認もない 決めたのは企画会議!?  
こんないい加減な組織運営が果たして民主的?  
あらためて正常な組織運営を求めます!